

## 高砂市家庭用蓄電池システム等設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民が自ら居住する住宅に家庭用蓄電池システム等を設置する経費の一部を補助することにより、家庭部門での温室効果ガス排出量の削減を促進することを目的とする。

### (補助対象者等)

第2条 市長は、予算の範囲内において、次に掲げる要件の全てを満たす者に対し、補助金を交付するものとする。

(1) 自ら高砂市内に居住する住宅（事務所、店舗等の併用住宅を含み、共同住宅を除く。）に、令和8年3月1日から令和9年2月28日までの間、次のいずれかに掲げる対象システム（以下「対象システム」という。）を新たに設置した者。ただし、令和7年4月1日から令和8年2月28日までに対象システムを設置し、かつ、電気事業者との電力受給契約日が令和8年3月1日以後であるのものについては、当該電力受給契約日をもって設置日とする。

ア 新設された蓄電池システムであって、太陽光発電システムから発電された電力を効果的に蓄電し、当該電力の自家消費量を増加することができるもの

イ 新設された太陽光発電システムであって、自作によるものでないもの

(2) リース品又は中古品でない対象システムを設置する者

(3) 市税を滞納していない者

(4) 高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付を受けていない者

2 補助金の交付は、同一の住宅につき、前項第1号ア及びイの対象システムに対し、それぞれ1回限りとする。

3 前2項の規定にかかわらず、既にこの要綱により補助金の交付を受けた者に対しては、補助金を交付しない。

(対象機器の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる対象システムの機器の要件は、次に該当する機器とする。

(1) 蓄電池システムについては、国が実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにパッケージ型番が登録されているものであること。

(2) 太陽光発電システムについては、一般財団法人電気安全環境研究所、TÜV、VDEなどの認証機関の認証又は一般社団法人太陽光発電協会の再生可能エネルギー発電計画の認定通知等を受けたものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

(1) 第2条第1項第1号アに該当する対象システムを設置した場合 一律5万円

(2) 第2条第1項第1号イに該当する対象システムを設置した場合 公称  
最大出力に当該対象システムに係る現に使用している太陽光パネルの枚数  
を乗じて得た数値の合計（小数点以下の数値は切り捨てる。）1キロワット  
につき2万円。ただし、5万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、高砂市家庭用蓄電池システム等  
設置補助金交付申請書（様式第1号）に別表に定める書類を添えて、令和8  
年5月1日から令和9年3月31日までの間に市長に提出しなければならない。  
い。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する手続に代え、市長が  
別に指定する方法（電子申請）により、補助金の交付の申請をすることがで  
きる。

3 市長は、予算の範囲内において、前2項の規定による申請の受付を先着順  
で行う。ただし、受け付けた当該申請の補助の申請額の合計が予算を超える  
場合は、予算を超える日に当該申請をした者（以下「申請者」という。）全員  
を対象として市による抽選を行い、補助金の交付予定順を決定するものとす

る。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要な調査を行うものとする。この場合においては、市長は、必要に応じて申請者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは高砂市家庭用蓄電池システム等設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しない旨の決定をしたときは高砂市家庭用蓄電池システム等設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 前条第2項に規定する補助金の交付の決定(以下「補助金の交付決定」という。)を受けた者は、高砂市家庭用蓄電池システム等設置補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出し、補助金の請求を行う。

2 補助金の交付決定を受けた者は、前項に規定する手続に代え、市長が指定する方法(電子申請)により、補助金の請求をすることができる。

3 市長は、前2項に規定する請求があったときは、速やかにその内容を精査し、補助金を確定の上、支払うものとする。

(手続代行者)

第8条 申請者は、第5条第1項の規定による申請に係る手続（以下「申請手続」という。）について、対象システムを販売する者（以下「手続代行者」という。）に代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された申請手続を誠意をもって実施するものとし、申請手続の代行を通じて知り得た申請者に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が、申請を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当分の間、申請手続の代行を認めないことができる。

(対象システムの管理)

第9条 補助金の交付を受けた者は、善良な管理者の注意をもって対象システムを管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、次条第1項に規定する期間内に、天変地異その他補助金の交付を受けた者の責めに帰すことのできない理由により対象システムが損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(対象システムの処分制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、対象システムの使用開始日から蓄電池システムにあっては6年、太陽光発電システムにあっては15年を超えない期間内において、対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、前項に規定する承認を受けて対象システムを処分するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

3 市長は、第1項に規定する承認を行うときは、同項の規定による申請をした者に対し、財産処分承認通知書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請により補助金を受けたとき。

（2）関係法令に違反したとき。

（3）その他市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

（協力事項）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象システムに関するデータの提供又は市が実施する地球温暖化対策に協力を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

申請書に添付する書類

対象システムの種類	添付書類
各システム共通	(1) 補助金の交付を受けようとする者の住民票の写し (2) 申請者の市税完納証明書又は市税の課税がない証明書 (3) 対象システムの設置購入に係る契約書の写し
蓄電池システム	(1) 設置を完了した日（太陽光発電システムに接続した日）が確認できる書類の写し（保証書等） (2) 設置した蓄電池システムのパッケージ型番が確認できる書類の写し (3) 蓄電池システムの設置状況を示すカラー写真（蓄電池システムを設置した住宅の全景が入ったもの） (4) その他市長が必要と認めるもの
太陽光発電システム	(1) 設置した太陽光発電システムの認証等が確認できる書類の写し (2) 設置を完了した日が確認できる書類の写し（保証書等） (3) 太陽光発電システムの設置状況を示すカラー写真（太陽光発電システムを設置した住宅の全景が入ったもの） (4) その他市長が必要と認めるもの

備考 第2条第1項第1号に掲げる対象システムを同時に申請する場合において、各申請において添付すべき書類の内容が同一であるとき、又は一方の申請に添付する書類によってもう一方の申請に係る添付する書類の内容を満たすこととなるときは、一の申請においてこれを添付し、他の申請においては、その旨を申し出てその添付を省略することができる。